

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-2-9
提出年月日	令和5年7月20日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
 技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-10	当社記載ルールに基づく記載の適正化（下線部参照） (旧) 重大事故等対処設備のほかに・・・ (新) 重大事故等対処設備の他に・・・	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-42, 43	記載の適正化（下線部参照） (旧) 淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため・・・ (新) 淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の不純物濃度が上昇するため・・・ 塩分濃度の上昇は海水を注水した場合であることから、淡水（代替給水ピット及び原水槽）を注水する手段の記載を適正化した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-56, 61, 62, 63, 100, 101	記載の適正化（下線部参照） 括弧の記載箇所を適正化 【修正例】 (旧)・・・については、 <u>「1.3.2.2(1) c. 加圧器逃がし弁操作作用・・・</u> (新)・・・については、 <u>1.3.2.2(1) c. 「加圧器逃がし弁操作作用・・・</u>	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-113~115, 117, 119, 121, 123, 125, 131	記載の適正化 概要図の凡例の表記を見直し（縦一列の表記から横スペースも活用した表記へ見直すことにより、概要図全体の見やすさの改善を図った）	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-125	脱字訂正 【第1.3.14図】 概要図の「加圧器逃がしタンク」へ設備名称を追記	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-126	脱字訂正（下線部参照） 【第1.3.15図】 (旧) 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱防止 (新) 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-134~144, 250~252	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-136	誤記訂正 (下線部参照) 【添付資料1.3.1】 (旧) 「非常用取水設備」は「既設」 (新) 「非常用取水設備」は「既設、新設」 「非常用取水設備」の「既設」と「新設」の内訳 既設：取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室 新設：貯留堰	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-151, 153, 157, 159	接続口設計変更の反映 (20230618技能1.7ヒアリングにて説明済) 代替補機冷却で用いる可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続口について、女川2号炉及び島根2号炉の審査実績を踏まえ、屋外2箇所に加えて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮した接続口を建屋内に1箇所設置する設計方針としたことに伴い、以下の関連する記載箇所を修正した。 【添付資料1.3.9, 添付資料1.3.12】 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外作業場所及び屋内操作場所の変更 ・作業時間 (訓練実績等) の変更 (想定時間は変更なし) ・可搬型ホース敷設長さの変更 	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-151, 157	記載表現の適正化 (下線部参照) 【添付資料1.3.9-(1), 添付資料1.3.12-(1) 4. 作業の成立性】 (旧) 屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車 (送水車用) を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。 海水取水箇所に吊り下げて設置する水中ポンプは軽量なものであり人力で降下設置できる。 (新) 屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車 (送水車用) を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 海水取水箇所に吊り下げて設置する水中ポンプは、 <u>軽量なものであり人力で降下設置できる。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-166	脱字訂正 (下線部参照) 【添付資料1.3.17】 (旧) 送水車 (新) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u>	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-247	記載表現の適正化 【添付資料1.3.20】 ・「SG」⇒「蒸気発生器」 ・「SIP」⇒「高圧注入ポンプ」 ・「RHRP」⇒「余熱除去ポンプ」 ・「CSP」⇒「格納容器スプレイポンプ」 ・「ASDT」⇒「補助蒸気ドレンタンク」 ・「A/B E.V横」⇒「原子炉補助建屋エレベータ横」	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-250	脱字訂正 (下線部参照) 【添付資料1.3.22 1.判断基準の解釈一覧】 (旧) 脱気器タンク水位 (狭域) が \geq NWL-1800mm以上 (新) 脱気器タンク水位 (狭域) が \geq NWL-1,800mm以上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-183, 192, 215, 218, 221~223, 237, 248	当社記載ルールに基づく記載の適正化 【添付資料1.3.19】 ・「通り」⇒「とおり」 ・「あたって」⇒「当たって」 ・「恐れ」⇒「おそれ」 【添付資料1.3.21】 ・「通り」⇒「とおり」	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-231	脱字訂正 (下線部参照) 【添付資料1.3.19】 (旧) 安全ポンプバルブ室 (新) 安全 <u>丞</u> ポンプバルブ室	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-149	脱字訂正 (下線部参照) 【添付資料1.3.7】 (旧) 開度調整は適宜実施 (新) 開度調整は適宜実施 (一操作は短時間で完了。)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-156	誤記訂正 (下線部参照) 【添付資料1.3.11】 (旧) 2. <u>操</u> 作場所 (新) 2. <u>作</u> 業場所	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-167	脱字訂正 (下線部参照) 【添付資料1.3.18】 (旧) 連絡すること可能である。 (新) 連絡することが可能である。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.10.0)	1.3-226	脱字訂正 (下線部参照) 【添付資料1.3.19】 (旧) 3号炉 (新) 泊3号炉	